

平成21年度高知県公立学校臨時教員募集要項

高 知 県 教 育 長

高知県教育委員会が緊急かつ一時的に教員を必要とする場合に採用する公立学校臨時教員を次のとおり募集します。

1 募集する職種及び教科・科目

| 職 種 | 教 科 ・ 科 目 等 |
|--------------------------------------|-------------|
| 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時教員 (職名は講師) | 全教科・科目及び養護 |

2 応募できる人

次の(1)・(2)に該当する人

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する人

ア 希望する学校種別及び教科・科目に対応する教員の普通免許状を所有する人(平成21年3月31日までに取得することが確実な人を含む。)又は臨時免許状を現に所有している人

イ 臨時免許状授与申請ができる人(「7 備考の(2)教育職員免許法(抜粋)第5条第5項」参照)

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない人

3 応募の手続

次の(1)、(2)及び(3)の書類を提出してください。

ただし、平成12年度以降に、(2)及び(3)の書類を提出している場合は、再度提出する必要はありません。なお、当該書類を提出した後、改姓された場合等については、本人確認のため、そのことを証明できる書類(戸籍抄本等)を提出してください。

(1) 志願書・志願者調査票・申告書(第1号様式)

ア 志願書について

現住所等以外に連絡を希望する場合は、「その他の連絡先」欄に記入してください。

イ 志願者調査票について

(ア) 「志望する学校種別等」欄には、採用を希望する校種等の該当する枠内に○印を記入してください。

なお、記入に当たっては、以下の点についてご留意ください。

- ・ 小学校講師と中学校講師は併願できます。
- ・ 小学校講師又は中学校講師を志願する人は、県立学校講師は志願できません。
- ・ 県立学校講師を志願する人は、小学校講師又は中学校講師は志願できません。

(イ) 「希望任地等」欄については、小学校又は中学校を希望する人は、「希望する任地を担当する教育事務所名」を第3希望まで、県立学校を希望する人は、希望する任地の範囲名(全域・東部・中部・西部等)を記入してください。

各教育事務所担当区域

| 教育事務所名 | 担 当 区 域 |
|---------|---------------------------------|
| 東部教育事務所 | 室戸市、安芸市、香南市、香美市、安芸郡 |
| 中部教育事務所 | 高知市、南国市、土佐市、須崎市、土佐郡、長岡郡、吾川郡、高岡郡 |
| 西部教育事務所 | 四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡 |

(ウ) 平成12年度以降に、教員免許状の写し等を提出している場合は、「卒業・成績証明書及び免許状の写しの提出年度」欄に、それらの書類を提出した年度を記入してください。

(エ) 「健康診断書の提出」欄については、6 採用の方法の 内の記述を参照のうえ、どちらかを○で囲んでください。

ウ 申告書について

(ア) 「学歴」欄については、科目等履修生又は聴講生の履歴は記入する必要はありません。

(イ) 障害があり、着任に際して配慮を必要とする人は、「障害があることにより、着任に際して配慮を必要とする事項等」欄に、必要事項を記入してください。

(ウ) 特別支援学校の教員の免許状の免許状教育領域については、「免許状」欄の()の中に、下記の略称を用いて記入してください。

視覚障害者に関する教育の領域→視、聴覚障害者に関する教育の領域→聴、知的障害者に関する教育の領域→知、肢体不自由者に関する教育の領域→肢、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域→病

(エ) 有効な臨時免許状を所有している人は、「免許状」欄内の「臨免」欄に、必要事項を記入するとともに臨時免許状の写しを提出してください。

(2) 「教員免許状」の写し（又は「教員免許状授与証明書」の原本）

なお、大学等に在学中で、教員免許状取得見込みで志願する人は、教員免許状取得後、速やかにその写しを提出してください。

(3) 最終学校の「卒業（修了）証明書」の原本及び「学業成績証明書」の原本

なお、免許取得後又は卒業後等に改姓された場合は、そのことを証明できる書類（戸籍抄本等）も併せて提出してください。

4 応募書類の提出

(1) 受付期間

平成21年4月初旬の採用を希望する場合は、平成20年10月3日(金)から平成21年3月13日(金)までの期間内に提出してください。

なお、年度途中の採用については、平成21年3月16日(月)以降も応募を受け付けます。

(2) 提出先

| 提出先 | 所在地 |
|-----------------------------|---|
| 高知県教育委員会事務局 教育政策課 人事企画担当 | 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7-52 (TEL 088-821-4568) |

(3) 提出方法

郵送の場合は、封筒の表左下に『臨時教員志願書在中』と朱書し、提出先へ送付してください。

持参する場合は、高知県庁西庁舎2階、高知県教育委員会事務局教育政策課へ提出してください。なお、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時30分までです。

5 有効期間

応募書類を審査のうえ、平成21年度高知県公立学校臨時教員志願者として登録します。登録の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとします。

6 採用の方法

臨時教員を必要とする場合には、平成21年度高知県公立学校臨時教員志願者として登録している人の中から、個々に面接及び健康診断等による審査を行い、地方公務員法第22条第2項又は第3条第3項による常勤又は非常勤の講師として採用します。

年度当初採用に関する連絡は、平成21年3月下旬から4月上旬の期間内に、志願書に記載した連絡先に行きます。

採用の際の審査のうち、健康診断は、指定様式（第2号様式）により平成21年2月1日以降に医療機関で作成された健康診断書を踏まえて実施します。採用に関する連絡があった場合は、速やかにご準備ください。

なお、年度当初については、始業式までに期間が短いことから、速やかな審査を行い、学校への配置を進めるため、予め健康診断を受診し、採用に関する連絡にお備えくださいますようお願いいたします。（年度当初の配置に向けた健康診断書は、平成21年2月1日以降の日付けで作成されたものとしします。）

7 備 考

(1) 地方公務員法第22条第6項の規定により、臨時教員として任用（採用）されても、正式任用に際していかなる優先権も与えられません。

(2) 教育職員免許法（抜粋）

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 講師については、前項の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有する者をこれに充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 省 略

第5条 普通免許状は、別表第一、第二若しくは第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第二の二に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三 成年被後見人又は被保佐人

四 禁錮以上の刑に処せられた者

五 第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

六 第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～4 省 略

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号の一に該当する者以外の者には授与しない。

一 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者

二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

6 省 略

附則（昭和二十九年六月三日法律第一百五十八号）

1～6 省 略

7 高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間新法第五条第五項のただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。

8～23 省 略

臨時教員志願者 各位

年度当初の採用の時期に連絡がない場合についても、正規教員の病気休暇等で、年度途中で補充が必要となった場合については、その都度連絡します。

また、志願書等を提出した後、志願の取り消しや記載事項に変更がある場合は、すみやかに高知県教育委員会事務局教育政策課人事企画担当（088-821-4568）に連絡してください。

臨時教員の待遇（平成20年度実績）

1 常勤講師（期限付講師）

- (1) 給料月額 約20万円（大学新卒者の場合）
- (2) 社会保険の制度あり

一定期間内に複数回連続して同一「事業所」（下の※参照）に入離職を繰り返したことに
ついてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答して失業給付を受給
した後、再度、当該照会に係る事業所に再就職したときには、失業給付を返還する等しなけれ
ばならない場合がありますのでご留意ください。

※ 臨時教員の採用に係る事業所とは、以下のとおりです。

| |
|--|
| 小学校及び中学校：全ての公立小学校及び公立中学校が一つの事業所として扱われます。 |
| 高等学校・特別支援学校：それぞれの学校がそれぞれ一つの事業所として扱われます。 |

- (3) 退職金の制度あり（6か月を超えて継続勤務した場合）
- (4) 年次有給休暇の制度あり
- (5) 通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当あり

2 非常勤講師（時間講師）

- (1) 時給 約3,000円
- (2) 年次有給休暇の制度あり（6か月を超えて発令された場合）

※ 連絡事項

- 1 臨時教員として担当していただく校種・教科は、原則として所有している教員免許状の校種・教科ですが、本県は小規模の学校が多く、所有している免許状以外の校種・教科を担当していただく場合もあります。

また、志願者が少ない教科で補充の必要が生じた場合や時期、地域によって必要な校種・教科の臨時教員志願者が不足した場合、指導可能教科欄の記載をもとに志願者に相談することがあります。

うえのように、現に所有している免許以外の校種又は教科を担当していただく場合（〔例〕中・高免許所有者が「小学校担任」、中学校「理科」の所有者が中学校「数学」を担当するなど）に、臨時教員として採用されるためには、臨時免許状の授与申請をし、交付を受けることが必要となります。

なお、現に臨時免許状を所有している場合は、申告書の免許状の欄に記入するとともに臨時免許状の写しを応募の際に提出してください。

- 2 平成21年4月1日から免許更新制が施行されます。「平成21年度高知県公立学校臨時教員志願者」も免許更新制の対象者となり、免許状更新講習の受講が可能です。

なお、平成22年度の高知県公立学校臨時教員の募集については、平成21年8月頃から受付を開始する予定です。

また、免許更新制に関する最新の情報は、下記のホームページに掲載しています。

<http://www.kochinet.ed.jp/seisaku/>

平成 20 年 9 月 22 日
高知県教育委員会事務局教育政策課

(第1号様式)

平成21年度 高知県公立学校臨時教員志願書

| | | | | |
|--|-------------------|-----------------------------------|---------|------------------------|
| ふりがな | | | 生 年 月 日 | 職 員 番 号 |
| 氏 名 | 印 | 昭和 年 月 日 生 (平成21年4月1日現在 満年齢 歳) | | |
| 現 住 所 | 電 話 (自 宅 ・ 呼 出) | - | - | 写 真 (縦4cm×横3cm) |
| | 携 帯 電 話 | - | - | |
| 4月1日 以 降 の 連 絡 先 | 電 話 (自 宅 ・ 呼 出) | - | - | |
| その他の 連 絡 先 | 昼 間 | (電話 - -) | | |
| | 夜 間 | (電話 - -) | | |
| 私は、高知県公立学校臨時教員に任用していただきたいので、必要書類を添えて提出します。 | | | | |

| 志 願 者 調 査 票 | | | | | |
|---|-----|---------------------|---------------------|----------------|-------|
| 志願する学校種別等 (該当枠内に○を入れてください。) | | | 希 望 任 地 等 | | |
| 小 学 校 の 講 師 | | 小 学 校 ・ 中 学 校 | 教 育 事 務 所 管 内 | 第1希望 () 教育事務所 | |
| 中 学 校 の 講 師 | | | | 第2希望 () 教育事務所 | |
| 小 学 校 又 は 中 学 校 の 講 師 | | | | 第3希望 () 教育事務所 | |
| 高 等 学 校 の 講 師 | | | 県 立 学 校 | | |
| 特 別 支 援 学 校 の 講 師 | | | | | |
| 免許状教科の専門分野について (高等学校志願者のみ。工業、理科及び地歴のように、教科に専門分野がある場合に記入。) | | | | | |
| 免許状所有教科以外 で指導可能な教科名 | | | 指 導 が で き る 部 活 動 | | |
| 健康診断書の提出 | 応募時 | 採用時 (月 日) | 資 格 等 (自動車運転免許等) | | |
| 親族の本県公立学校教職員の状況 (4親等内の血族及び3親等内の姻族に本県公立学校教職員がいる場合)を記入すること。 ※ なお、この欄は、同一校への配置を避けるための資料とするものです。 | | | | | |
| 続柄 | 氏 名 | 勤 務 校 | 続柄 | 氏 名 | 勤 務 校 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ◇ 卒業・成績証明書及び教員免許状の写しの提出年度 (平成12年度以降に提出された人は記入してください。) 平成 年度 提出 | | | | | |

| 申 告 書 | | | | | |
|---|-------------|-----------|-------------|-----------|----------|
| 学 歴 | 学校・学部・学科名 | | 入学年月日 | 卒業(見込)年月日 | 修学年数 |
| | 立 高等学校 | | / | | 年 月 |
| | 大学 | 学部 学科 | ・ ・ | ・ ・ | 年 月 |
| | 大学 | 学部 学科 | ・ ・ | ・ ・ | 年 月 |
| | 大学 | 学部(通信教育) | ・ ・ | ・ ・ | 年 月 |
| | | | ・ ・ | ・ ・ | 年 月 |
| 免 許 状 | 種 別 (教 科) | | 取得元号年月日(見込) | | 授 与 権 者 |
| | 学校教諭 免許状() | | 年 月 日() | | 教育委員会 |
| | 学校教諭 免許状() | | 年 月 日() | | 教育委員会 |
| | | | 年 月 日() | | |
| | | | 年 月 日() | | |
| | 臨 免 | 助教諭免許状() | | 年 月 日 取 得 | |
| | 助教諭免許状() | | 年 月 日 取 得 | | 高知県教育委員会 |
| 障害があることにより、着任に際して配慮を必要とする事項等 | | | | | |
| 職 歴 | 年 月 日 | 事 項 | | 発 令 機 関 | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| | 自 至 ・ ・ | | | | |
| 賞 罰 | 年 月 日 | 事 項 | | | |
| | ・ ・ | | | | |
| | ・ ・ | | | | |
| 私は、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しないことを申告します。 | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | 氏 名 | | 印 | |
| 高知県教育委員会 様 | | | | | |

注) 申告書の「職歴」欄の事項について

- (1) 学校に勤務していた場合は、勤務校名及び常勤(期限付講師)・非常勤(時間講師など)の別を記入してください。
- (2) 学校以外に勤務していた場合は、正職・臨時・パートの別を記入してください。
- (3) 無職(家事従事を含む)の期間は、記入する必要はありません。
- (4) 給料の決定に用いますので、正確に記入してください。
- (5) 「職歴」欄が不足する場合は、別紙に記入してください。

(第2号様式)

高知県公立学校臨時教員応募用健康診断書

(志願者の皆さんへ)

- 1 志願者記入欄は、受診前に志願者本人が記入してください。
- 2 健康診断に要する費用は、志願者の負担とします。
- 3 障害者手帳等をお持ちの人は、健康診断を受診する際に医師に提示してください。

(医療機関の方へのお願い)

- 1 下記検査項目の全てについて、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令18号）第10条及び第11条の該当する規定（裏面参照）に準じて実施してください。
なお、受診に際して障害者手帳等を提示した人については、下の（医療機関記入欄）【検査等】欄の該当する項目に対する所見等の記載は、省略可能です。
- 2 総合判定欄は必ず記入してください。また、その他特記すべき事項がある場合は記入してください。
- 3 密封・封印のうえ、本状を持参した人に交付してください。

(志願者記入欄) 【健康申告】

| | | | | | |
|-----------|-------------|-----------|--|------|------|
| 氏名 | | 性別 | | 住所 | |
| 生年月日 | 年 月 日 (歳) | | | 志願校種 | 志願職種 |
| 項目 | 主たる既往症 | (年頃) | | | |
| | | 現在の状況 () | | | |
| | 特記事項 | (年頃) | | | |
| 現在の状況 () | | | | | |

(医療機関記入欄) 【検査等】

| | | | | | |
|---------------------|--------------------|-------------------------------|--------|----|------|
| 項目 | 視覚 | a 志望する職種の業務の遂行に支障はない。 | | | |
| | 聴覚 | b 特記すべき所見がある。(その内容を下にお書きください) | | | |
| | 言語 | 〔 〕 | | | |
| | 肢体等 | 〔 〕 | | | |
| | 結核の有無 (X線撮影による) | 無 ・ 有 () | | | |
| 目 | 血圧 | 最高 | mmhg | 最低 | mmhg |
| | 検尿 | 糖 () | 蛋白 () | | |
| 打聴診・問診 | | | | | |
| 総合判定 (必ずご記入願います) | 可 | 〔 〕 | | | |
| その他特記すべき事項 | 〔 〕 | | | | |
| 上記のとおり診断します。 | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | |
| 医療機関の所在地及び名称 | | | | | |
| 担当医師 氏名 | | | | | |
| ⑩ | | | | | |

参考 学校保健法施行規則（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）抜粋

第一条 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第四条の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 六 眼の疾病及び異常の有無は、伝染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
- 十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

第二条～第九条 省略

第十条 法第八条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
- 二 視力及び聴力
- 三 結核の有無
- 四 血圧
- 五 尿
- 六 胃の疾病及び異常の有無
- 七 貧血検査
- 八 肝機能検査
- 九 血中脂質検査
- 十 血糖検査
- 十一 心電図検査
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

2 妊娠中の女子職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。

3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

第十一条 法第八条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第一条（同条第十号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

2 前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員（三十五歳及び四十歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によって行うことができる。

3 前条第一項第三号の結核の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、エックス線間接撮影によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、エックス線直接撮影及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

4 前条第一項第四号の血圧は、水銀血圧計を用い、聴診法で測定するものとする。

5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。ただし、前条第一項第十号の血糖検査を受けた職員については、糖の検査を除くことができる。

6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

7 前条第一項第七号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。

8 前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査を行う。

9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

第十二条～ 省略